

令和4年度八潮市人事行政の運営等の状況

本市の人事行政の運営などの状況について公表します。

1 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
普通会計	39,812,849 千円	4,626,116 千円	11.6%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況

(単位：千円)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B) / (A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
普通会計	537 人	1,625,278	410,615	673,468	2,709,361	5,045
会計年度任用 職員フルタイム	37 人	64,685	4,772	12,892	82,349	2,226

※ 1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数

2 職員手当には、退職手当を含まない

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
八潮市	294,047円	38.9歳
埼玉県	317,507円	41.8歳
国	322,487円	42.4歳

(4) ラスパイレス指数 (各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
平成30年度	103.1
令和元年度	102.3
令和2年度	101.2
令和3年度	100.0
令和4年度	100.1

※ ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給与水準がどのくらいかを示す指数

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数 7～9年	経験年数 10～14年	経験年数 15～19年
一般行政職	大学卒	241,576円	268,446円	295,776円
	高校卒	216,133円	239,500円	238,700円
技能労務職		—	222,125円	—

- ※1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数
 2 一般行政職とは、技能労務職員、水道部職員、税務職員、福祉職員、看護保健職員、医療技術職員および教育公務員（指導主事）のいずれの職種にも属さないすべての職員

(6) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		八潮市	国
一般行政職	大学卒	202,400円	196,200円
	高校卒	176,100円	166,600円

(7) 職員手当の状況

区 分	八 潮 市			国
期末手当	○令和4年度支給割合（一般職員）			
		期末手当	勤勉手当	本市に同じ
	6月期	1.20月分	0.95月分	
	12月期	1.20月分	1.05月分	
計	2.40月分	2.00月分		
勤勉手当	職制上の段階、職務の 級等による加算措置			あり

退職手当	○令和4年度支給割合			
		自己都合	勸奨・定年	本市に同じ
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	〃 25年	28.0395月分	33.27075月分	
	〃 35年	39.7575月分	47.70900月分	
	最高限度額	47.7090月分	47.70900月分	
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置(10年) (2%～30%加算)		その他の 定年前早期退職特例措置(15年) 加算措置 (2%～45%加算)	

(8) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容		主事 技師	主事 技師	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長	
職員数 (人)		45	143	86	58	17	36	13	14	412
構成比 (%)		10.9	34.7	20.9	14.1	4.1	8.7	3.2	3.4	100
(参考) 構成比 (%)	1年前	11.7	34.5	19.2	13.9	5.6	9.0	2.9	3.2	100
	5年前	10.5	34.2	17.5	15.1	5.9	10.0	3.2	3.5	100

- ※ 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	給料月額	区 分	報酬月額	期 末 手 当
市 長	724,000 円	議 長	455,000 円	令和4年度支給割合 6月期 2. 15月分 12月期 2. 25月分 計4. 40月分
副市長	697,500 円	副議長	415,000 円	
教育長	688,750 円	議 員	395,000 円	

- ※ 市長、副市長、教育長の給料月額は、特例条例による減額措置（市長：20%減、副市長：10%減、教育長：5%減）後の額

2 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

一般事務 28人(18人)、建築技師 1人(1人)、土木技師 1人(0人)、保育士 3人(2人)、保健師 1人(1人)、栄養士 1人(1人)、技能労務 2人(0人)

※ () 内は、女性職員数

(2) 再任用の状況

32人(8人)

※ () 内は、女性職員数

(3) 職位別任用状況 (令和5年3月末現在)

	部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	計
昇任	3人(0人)	2人(0人)	5人(1人)	6人(1人)	16人(2人)

※ () 内は、女性職員数

(4) 職員の退職の状況

区 分	退職者数
定年退職	9人
勸奨退職	5人
自己都合退職	22人
その他	7人
合 計	43人

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一般行政 部門	議会	7	6	△1	育休代替任期付職員分
	総務・企画	140	145	5	事務量の増加に伴う増
	税務	46	45	△1	育休代替任期付職員分
	民生	132	138	6	課の新設による増
	衛生	51	45	△6	課の廃止による減
	労働	6	6	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	10	10	0	
	土木	76	77	1	事務量の増加に伴う増
	小計	473 (20)	477 (13)	4	
特別行政 部門	教育	58 (1)	60	2	事務量の増加に伴う増
公営企業 等会計部 門	水道	23	24	1	育休代替任期付職員分
	下水道	15	14	△1	前倒し補充分
	その他	46	43	△3	事務の見直し等による減
	小計	84 (1)	81 (1)	△3	
合計		615 (22)	618 (14)	3	

※1 職員数は、退職者・派遣職員などを含み、特別職・会計年度任用職員を除く

2 () 内は、再任用短時間勤務職員で、それぞれの計に含まない

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分。

原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分まで。

(2) 休暇制度の概要・種類等

年次有給休暇、病気休暇など。

(3) 年次有給休暇等の取得状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は、12.6日。

育児休業の取得者は32人(26人)、部分休業の取得者は13人(12人)。

※ () 内は、女性職員数

(4) 時間外勤務の状況

一般職員の1月当たり平均時間外勤務時間(休日勤務を含む)は、約11.4時間。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分を受けた職員は延べ45人。懲戒処分を受けた職員は3人。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の承認状況

研修を受ける場合が741件、厚生事業に参加する場合が637件、その他市長が定める場合が748件。

(2) 営利企業等従事の許可状況

3件。

6 職員の研修および人事評価の状況

(1) 研修の概要

職場外研修として、基本研修5コース、管理・監督者研修1コース、専門研修11コース、派遣研修32コースに参加し、延べ741人が修了。

(2) 職員の人事評価の概要

- ・能力評価 職員が割り当てられた職務を遂行する上で発揮された職員の能力を適正に評価する。

評価期間：5月1日から10月31日までの6月間

評価日：11月1日

- ・業績評価 職員が割り当てられた職務を遂行した実績を評価する。

評価期間：4月1日から翌年3月31日までの1年間

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

共済制度は、埼玉県市町村職員共済組合で実施。福利厚生事業は、市が外部委託。その他、互助組織として「職員互助会」を組織。

(2) 公務災害の発生状況

4件。

8 その他

「勤務条件に関する措置要求」および「不利益処分に関する不服申し立て」はなし。